

抗酸菌症エキスパート制度施行細則

●細則 1 認定制度審議委員会の業務

認定および更新のための審査以外に、抗酸菌症エキスパートの教育に必要な年間教育プログラム計画の作成を行う。系統的な結核・抗酸菌症に関する生涯教育セミナーを開催し、さらに学術集会のなかから生涯教育プログラムに合致した内容のものをセミナーに指定する。

●細則 2 申請料および認定料

申請者は申請時に申請料（5,000円）を、指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担。

●細則 3 登録・認定の要件

認定制度審議委員会が指定した生涯教育セミナー等に参加し、所定単位を取得した者（登録抗酸菌症エキスパートは50点、認定抗酸菌症エキスパートは80点）。

登録抗酸菌症エキスパートが筆頭演者あるいは筆頭著者となる場合には入会を必須とする。

◇認定講習会

講習会名	主催者	研修単位数
生涯教育セミナー（必須）	日本結核病学会	30
日本呼吸器学会、日本感染症学会との連携講演	日本結核病学会（共催）	20/半日
保健師・看護師等基礎実践コース	結核予防会	50/4日
認定制度審議委員会が認めた講習会・セミナー等	日本結核病学会支部会開催のセミナー（北海道支部結核談話会、中国四国支部研究会） 県、市あるいは複数の医療機関が主催する抗酸菌に関するセミナー等 その他の講習会・セミナー	5/半日 単位数は審議委員会で決定する
IGRA 検査講習	(社) 免疫診断研究所	10

◇学術集会

学 会	名 称	研修単位数
日本結核病学会総会	学術集会	出席 20, 筆頭演者 15
日本結核病学会支部会総会学術集会	地方会、北海道支部結核談話会、中国四国支部研究会	出席 5, 筆頭演者 5
認定制度審議委員会が認めた学会等	日本呼吸ケア・リハビリテーション学会、日本環境感染学会、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本呼吸器学会、日本臨床微生物学会、日本公衆衛生学会等	出席 5, 筆頭演者 5

◇学術論文

学 会	名 称	研修単位数
日本結核病学会誌	学会「結核」誌	筆頭著者 20, 共同著者 10
認定制度審議委員会が認めた抗酸菌感染症に関する論文が掲載された学会誌等	学会誌	筆頭著者 20, 共同著者 10

(注) 認定制度審議委員会が指定する講習会・セミナーの認定

新規に認定制度審議委員会の指定講習会・セミナーの審査を希望する場合には、主催代表者が開催日の

40日前までに、本学会認定制度審議委員会宛に指定講習会・セミナー申請書・プログラムの内容等の必要書類を郵送する。審議委員会で認定の可否および単位数について審議し、その結果を代表者宛に郵送する。単位確認書類の様式見本は別に定める。

●細則 4 登録・認定更新の要件

- (1) 登録抗酸菌症エキスパートは、登録を受けてから5年後、以下の条件を満たしている場合に資格更新を申請することができる。
 - 1) 登録を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、抗酸菌症エキスパート制度施行細則3に定める講習会等に参加し、所定単位50点を取得した者。
 - 2) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。
- (2) 認定抗酸菌症エキスパートは、認定を受けてから5年後、以下の条件を満たしている場合に資格更新を申請することができる。
 - 1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること。
 - 2) 認定を受けてから5年間、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療に貢献するとともに、抗酸菌症認定エキスパート制度施行細則3に定める講習会等に参加し、所定単位50点を取得した者。
 - 3) 認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間の延長を申請することができる。

●細則 5 単位取得確認書類

日本結核病学会生涯教育セミナーに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。認定制度審議委員会が指定する結核・抗酸菌症に関連したプログラムに参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙に貼付する。結核予防会保健師・看護師等基礎実践コース受講修了書等のコピーを所定用紙に貼付する。また、本学会が主催する総会、支部学会等への参加証のコピーを所定用紙に貼付する。認定期間中に海外留学した場合は、留学期間相当分の認定期間延長証明書を添付する。

書類提出先：

〒113-0033 東京都文京区本郷4丁目8番9号

日本結核病学会 認定制度審議委員会 宛

●細則 6 名誉会員、功労会員に関して

本学会名誉会員および功労会員において、抗酸菌症エキスパートの応募資格(規則第5条)に関しては、所属施設長に代わって理事長が承認することができる。

●細則 7 更新料

更新料(5,000円)を指定の郵便または銀行口座に振込みのうえ、振込受領証のコピーを申請書に貼付する。振込手数料は申請者負担。